

郷鉄工所（破産）大口債権者・朝倉応水氏（充雲）の債権回収はコ

ンプライアンスに抵触しないのか？③

「朝倉さん！なんで裁判を取り下げたんですか？？」

なぜか訴訟を取り下げた朝倉応水氏！

多少の時間が空きましたが、本年1月25日の敬天ブログで取り上げていただいた記事の続報です。この間、朝倉氏が記事の仮処分申請を行ってきたというので、本裁判に移行する状況を見据えておりました。当然、朝倉氏は堂々と裁判所で事実関係を争うことと思っておりましたが、なんと、朝倉氏は提訴を自ら取り下げてしまいました。誠に不可解です。

朝倉氏と郷鉄工所の関係では、コンプライアンス上、見逃せない疑惑が満載です。これらを放置することは、絶対に許されません。

今回は、朝倉氏が自ら裁判所で争うことを選択されたので、証拠の整理に取り掛かっておりましたところ、なぜか事件を取り下げたという状況にとっても驚いております。

朝倉さんは、こぶしを振り上げて、自分で下ろしてしまいました。これでは、敵前逃亡じゃないのですか？

朝倉氏が取った法的手続きの経緯

私が投稿した記事の中で、朝倉氏に関するものは、前回までに5つあります。そのうち、平成30年10月24日と同年11月26日の2つの記事は、裁判所の命令で削除されています。これは仮処分申請なので、朝倉氏の名誉が回復不能な事態になる恐れがある時に、裁判所が、一旦、仮に削除させ、本裁判で争うのが一般的のようです。当然、朝倉氏は、申し立てた側ですから、堂々と法廷で争うことに迷いはないはずですが。

しかし、朝倉氏は途中で投げ出してしまいました。一体、どういうことなのでしょう？確かに、朝倉氏が自分で裁判を起こして、自分で取り下げることは、違法でもなんでもありません。しかし、裁判所で事実を明らかにできることをとても楽しみにしていた者としては、とても残念です。証拠や証人の手配が進んでいたのも尚更です。

朝倉氏におかれては、消された2つの記事以外にも、まだ3つは掲載されています。つまり、これらの記事の内容については、お認めになられたということなのでしょう。もし、

違っていたら、再度、裁判所に申し立ててください。

なお、今回削除された2つの記事を書き直そうと思いましたが、他の現存記事でも重複するところが多いのと、この記事以降で争点を再検証していくことで、事実上、書き直しになると思います。当然、朝倉氏の崇高な名誉に配慮し、より深く丁寧に書いていきたいと思えます。

それでは、朝倉氏が敬天新聞に対し、どのような法的措置を取ってきたのか？内容を整理してみましょう。

平成30年11月27日付 内容証明郵便

朝倉氏が敬天新聞に対して送った内容証明郵便の概要は、以下の通りです。

朝倉氏代理人	桃山法律事務所（大阪市中央区） 代表者 長澤格弁護士
主たる内容	※以下、「同社」→郷鉄工所、「通知人」→朝倉氏 （西浜大二郎氏と小澤政太郎氏を） 「送り込み、同社の決裁権限を掌握して経営を支配したこと」 「ネットバンキング用のパソコンを取り上げたことなどいずれも 事実を反する記載が多数なされており、あたかも通知人が違法 行為に及んでいたかのような印象を一般読者に与える内容」

以上の内容で内容証明郵便を送ったものの、敬天新聞が削除しなかったため、裁判所に記事削除の申し立てを行ったようです。

上記「」内が朝倉氏の言い分ですので、裁判所の仮処分命令で削除された2つの記事については、朝倉氏の主張が通ったということです。しかし、これは私の能力不足で真意が伝わらなかったことが大きな原因なので、この部分について改めて補足したいと思います。

朝倉氏の主張を検証する！

当然、朝倉氏にも主張があります。特に、裁判所で削除命令が出た以上、朝倉氏の主張にも誠実に向き合わなければなりません。

では、朝倉氏の上記の主張を検証してみましょう。

- 朝倉氏は、西浜大二郎氏と小澤政太郎氏を郷鉄工所に送り込み、決裁権限を掌握して経営を支配したのか？
- 朝倉氏は、郷鉄工所のネットバンキング用のパソコンを取り上げたのか？

まず、朝倉氏が郷鉄工所の「経営を支配」したというのは、現状、決定的な証拠がないので表現を改めます。おそらく仮処分で裁判所が問題にしたのはこの部分だと思います。しかし、同様の証言をする人が複数存在するので、本裁判で事実を明らかにできればと思っていましたから、朝倉氏が裁判を取り下げたのは、とても残念です。

関係者によると、郷鉄工所の倒産直前に入社したばかりの小澤氏は、「給料は 50 万円もらっている」と言っていたようです。そして、ネットバンキング用の PC を取り上げて立てこもるといふ事件も発生しています。朝倉氏に利益を図ることを目的とした行動としか思えない言動もしていたようです。

実際、小澤氏は、債権者 A 氏に返済を約束していた資金なのに、朝倉氏に家賃分（1200 万円といわれる）として振り込んでしまったのは、郷鉄工社内では有名な話です。この時、社内が上場企業とは思えない荒れ様だったというから、皆さん忘れるはずがないでしょう。朝倉氏が受益者であることは確かです。

また、入社したばかりの小澤氏が、上場企業の一社員の立場でここまで強硬に動いたのには、裏があるとしか思えません。関係者によると、小澤氏は朝倉氏の意向を汲んで動いている旨の発言をしていたようです。朝倉氏は、これらの事実が裁判で明らかになることを恐れているのでしょうか？そのように勘ぐってしまいます。実に不可解です。

関係者によると、小澤氏に指示していたのは、西浜大二郎氏です。西浜氏は、一コンサルタントにも関わらず、上記とは別の関係者に対し、郷鉄工所の交渉担当者として勝手に名乗り出て、「責任はとれるのか？」と問われたら、そそくさと逃げて行った情けない経緯はすでにお伝えしている通りです。

経理の小澤氏が、郷鉄工の支払いの決済を仰いでいたのは、西浜氏であると言われます。西浜氏が上位の決済権者であったということです。

では、一コンサルタントにすぎない西浜大二郎氏が、なぜ郷鉄工所社内でここまで大きな力を発揮することができたのか？これは、上場企業のガバナンスに関する重大な問題です。西浜氏が債権者にすぎない朝倉氏サイドで動いていたというのは関係者の共通認識のようですから、それを許した経営陣は誰か？朝倉氏が法外な権力を行使したのではないのか？という疑惑があります。

西浜氏と朝倉氏との関係性が立証できれば、「経営を支配」したという表現も虚偽とは言えなくなるのではないのでしょうか？

これらは、西浜氏と当時の経営陣に裁判で証言してもらいたいところです。

朝倉氏は、裁判所で立証されることを恐れているのでしょうか？

こういうことを正確に伝えれば良かったのですが、私がバカでした。

朝倉氏は、なぜ、裁判を取り下げたのか？

その理由は、上記のように推測しますが、もう一つ大きな疑問があります。それは、朝倉氏が当時の郷鉄工所経営陣の「辞任届」を預かったということです。朝倉氏は、「辞任届」の授受については触れませんから、「真実」として認めたということとします。これには触れたくないのでしょう。関係者によると、朝倉氏は、経営陣を集めてかなり強い口調で「辞任届」を書かせ、一債権者の立場にすぎないにも関わらず、上場企業・郷鉄工所役員たちの「辞任届」を預かったようです。

朝倉さん！「辞任届」を預かった経緯を説明してください！

これは適正なコンプライアンス及びガバナンスに反する違法行為です。零細企業の経営者ですら、「辞任届」は会社に提出します。朝倉さんは、上場企業の取締役会も度外視して、上場企業の経営陣から「辞任届」を受け取ることが許されるくらい、法律を超えたとても偉い方なのではないでしょうか？

私は、そうは思いません。

しかし、実際に見たわけではありませんので、裁判所で、朝倉氏から、「辞任届」を預かった事実の存否や主張について聞けることを楽しみにしていましたので、とても残念でなりません。

朝倉氏は、「辞任届」を預かってしまったという疑惑について、郷鉄工の株主や債権者に対し、説明するべきではありませんか？

上場企業のコンプライアンスを歪めてはいけません。

投稿者：阿部ともや